

社会福祉法人真和志福祉会

評議員及び役員の報酬等に関する規程

年 月 日制定

年 月 日届出

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真和志福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、評議員及び役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
- 2 役員が、その職務のため、理事会及び評議委員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
 - 3 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
 - 4 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて業務をしたときは、その業務1日につき、5,000円を支給する。
 - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会が、定款第13条第4項及び定款第26条第2項の規定による決議の省略をした場合においては、業務を行ったものとし、3,000円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支給、または本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(旅 費)

第5条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附 則) この規程は、平成20年 4月1日から実施する。

(附 則) この一部改正(第7条の削除)は平成23年 4月1日から実施する。

(附 則) この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

(附 則) この規程は、平成30年 6月16日から施行する。

(附 則) この規程は、令和 4年 6月25日から施行する。